

成した物質を含む。)の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。 (略) (3)・(4) (略) 2・3 (略)	て生成した物質を含む。)の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。 (略) (3)・(4) (略) 2・3 (略)
--	--

附則

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

第二条 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置

第三条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式(次項において「旧様式」という。)による職員の見込み書は、同条の規定による改正後の農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の見込み書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十八号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(平成三十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号)の施行に伴い、並びに割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第三十三条の二第一項第十一号、第三十五条の三の二第六項第九号及び第三十五条の三の五十六第一項第一号の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年十一月三十日
 経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 茂木 敏充

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令
 割賦販売法施行規則(昭和三十六年通商産業省第九十五号)の一部を次のように改正する。
 次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制) 第六十六条 法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。 一 法第三十条の二第一項本文に規定する調査、法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制	(包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制) 第六十六条 法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。 【新設】

- 二 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
- 三 包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。
- 四 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならぬ。

(個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制)

第一百一条 法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一 法第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査、法第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

- 二 購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
- 三 個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。
- 四 法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第三号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならぬ。

(基礎特定信用情報に含まれる事項)

第一百八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一 五 〔略〕

- 六 医療保険被保険者証等(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合

- 一 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
- 二 包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。
- 三 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第二号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならぬ。

(個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制)

第一百一条 法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

【新設】

- 一 購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
- 二 個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。
- 三 法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第二号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならぬ。

(基礎特定信用情報に含まれる事項)

第一百八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一 五 〔略〕

- 六 医療保険被保険者証等(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合

員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第六条第一項第一号口、ハ、ニ、ホ若しくはリに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四條第一項の規定による確認(同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。)を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が当該医療保険被保険者証等に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)

七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ、ハ、ニ、チ若しくはリに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の

員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第六条第一項第一号口、ハ、ニ、ホ若しくはハに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四條第一項の規定による確認(同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。)を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が当該医療保険被保険者証等に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)

七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の

附則	第二表						
<p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="199 1176 319 1220">備考</th> <th data-bbox="319 1176 1197 1220">改正後</th> <th data-bbox="319 1220 1197 1265">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1220 319 2094"> <p>表中の「」の記載は注記である。</p> </td> <td data-bbox="319 1220 1197 2094"> <p>号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。</p> <p>二百十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一、六 略</p> <p>七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ、ハ、ニ、チ、リ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示を受けるに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)</p> </td> <td data-bbox="319 1220 1197 2094"> <p>の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。</p> <p>二百十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一、六 略</p> <p>七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ、ハ、ニ、チ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示を受けるに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	備考	改正後	改正前	<p>表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。</p> <p>二百十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一、六 略</p> <p>七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ、ハ、ニ、チ、リ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示を受けるに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)</p>	<p>の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。</p> <p>二百十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一、六 略</p> <p>七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ、ハ、ニ、チ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示を受けるに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)</p>
備考	改正後	改正前					
<p>表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。</p> <p>二百十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一、六 略</p> <p>七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ、ハ、ニ、チ、リ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示を受けるに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)</p>	<p>の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。</p> <p>二百十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一、六 略</p> <p>七 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第二号に規定する旅券等、同令第七條第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一項第一号イ、ホ、ハ、ニ、チ若しくはハに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示を受けるに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)</p>					